

産業廃棄物処理施設 設置 変更 許可証

平成15年1月22日

住 所 山口県山口市滝町1番1号
 氏 名 財団法人宇部小野田廃棄物処理事業団
 理事長 藤 田 忠 夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項 の規定により、設置 の許可を
~~第15条の2の4第1項~~ 変更

受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 二 井 関 成



許可の年月日	平成15年1月22日	許可番号	第99号の11
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	(1)施設の種別：政令第7条第14号ハ(管理型最終処分場) (2)廃棄物の種別：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物		
設置場所	山口県宇部市大字沖宇部字沖の山525番30、525番92、525番106及び525番124の地先公有水面		
処理能力	埋立面積：93,726㎡、埋立容積：880,600m ³		
許可の条件			
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有	(無)	
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(注) 平成19年4月1日 (財)山口県東部環境保全センターと(財)周南地域廃棄物処理事業団の2法人を(財)宇部小野田廃棄物処理事業団に統合し、(財)山口県環境保全事業団に名称変更